

徳島県規則第八十四号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の三その一納税通知書裏面の注意事項第一号、その二納税通知書裏面、その三納税通知書裏面、その四納税通知書裏面、その五納税通知書裏面の注意事項第一号、その六納税通知書裏面、その七納税通知書裏面、その八納税通知書裏面及びその九納税通知書裏面、様式第一号の五その二納付書裏面の注意事項並びに様式第一号の六その一督促状裏面、その二督促状裏面及びその三督促状裏面の注意事項第三号中「特別基準割合」を「延滞金特別基準割合」に改め、「各年の前年に」を「前」の規定により告示された割合」と「に規定する平均貸付割合」に改める。

様式第一号の九の三五その二の注意事項第四号中「特別基準割合」を「還付加算金特別基準割合」に改める。

様式第一号の二〇の三に備考として次のように加える。

備考 この通知書は、法人の県民税並びに法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の更正又は決定の通知をする場合（その2に定める法人の県民税並びに法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の更正（決定）等通知書により更正又は決定の通知をする場合を除く。）に用いるものとする。

様式第一号の二〇の三を様式第一号の二〇の三の二として「同様」の二として次のように加える。

法人県民税・事業税・特別法人事業税更正（決定）等通知書									
所在地 〒					年 月 日				
法人名 様									
次のとおり更正（決定）しましたので、通知します。									
徳島県東部県税局長 徳島県 総合県民局長					印				
事業年度又は連結事業年度		年 月 日から			年 月 日まで				
事業税				県民税					
法第七十二条の二第一項第一号	所得割	所得金額又は 個別所得金額の総額	課税標準 千円	税率	税額 円	法人税額又は 個人税額		円	
						法人税額	個人税額	総額	本県分
法第七十二条の二第一項第二号	付加価値割	総額				法人税割額			
		本県分				特 定 寄 附 金 額			
法第七十二条の二第一項第三号	資本割	総額				外国関係会社等に 係る控除対象所得税額 等相当額又は個別 控除対象所得税額等 相当額の控除額			
		本県分				外国の法人税等の 控除に額			
法第七十二条の二第一項第四号	収入割	総額				仮装経理に 基づく控除額			
		本県分				既 法 納 付 税 額			
法第七十二条の二第一項第五号	所得割	総額				租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 控 除 額			
		本県分				差 引 法 人 税 割 額			
法第七十二条の二第一項第六号	付加価値割	総額				均 等 割 額			
		本県分				既 均 等 割 額			
法第七十二条の二第一項第七号	資本割	総額				納 付 す べ き 額			
		本県分				差 引 均 等 割 額			
法第七十二条の二第一項第八号	収入割	総額				納 付 す べ き 額			
		本県分				均 等 割 額			
合 計 事 業 税 額									
特 定 寄 附 金 額			仮 装 経 理 に 基 づ く 控 除 額						
既 法 納 付 税 額			租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 控 除 額						
			納 付 す べ き 額						
特 別 法 人 事 業 税									
			課 税 標 準	税 率	税 額				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 割	得 所		円		円	法人番号			
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 割	入 収					更正・決定の理由			
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 割	入 収								
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額									
仮 装 経 理 に 基 づ く 控 除 額			円			既 法 納 付 す べ き 額			
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 控 除 額						特 別 法 人 事 業 税 額			
						納 付 す べ き 額			
						特 別 法 人 事 業 税 額			
加算金額		決定額		不申告加算金		過少申告加算金		重加算金	
		円		円		円		円	
既 決 定 額									
納 付 す べ き 加 算 金 額									
差 引 合 計 額					円				
指 定 納 期 限					年 月 日				
<p>注意事項 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に知事（東部県税局長 徳島県 総合県民局長 経由）に審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>									
<p>備考 この通知書は、地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）に対して法人の県民税並びに法人の事業税及び特別法人事業税の更正又は決定の通知をする場合に用いるものとする。</p>									

備考 この通知書は、地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）に対して法人の県民税並びに法人の事業税及び特別法人事業税の更正又は決定の通知をする場合に用いるものとする。

様式第十九号の二の五の十二中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と改め、「各年の前年に」を挿入し、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」と改める。

様式第十九号の二の五の十九中「1000円未満の端数があるときは」を「1000円未満の端数があるときは、」とし、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と改め、「各年の前年に」を挿入し、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」と改める。

#### 附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、様式第一号の二十の二の三に備考として次のように加える改正規定及び同様式を様式第一号の二十の二の三その一と同一の様式にその二として次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。